

平成 2 6 年 9 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 2 6 年 9 月 2 6 日（金曜日）

平成26年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年9月26日(金曜日) 午前9時～午前11時30分

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員(15人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 巳
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美  
 事務局次長 下園 ひとみ  
 事務局主幹 川田原 司  
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 7号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年9月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は15名です。8番、瀬崎委員、9番、松山委員、18番、竹之内委員が欠席の届けがありました。よって18名中15名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、5番の田淵委員と6番の横原委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第6号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第6号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

16番： 16番、松山です。

議長： 16番、松山委員。

16番： 調査員の松山和子委員が欠席のため、代読いたします。

申請農地は郡の圃場整備地区のほぼ中央で、調査に行った時は譲受人によりえん麦がまかれている状態でした。調査の意見として、譲渡人は漁業との兼業農家のため農業が難しく、かねてから譲受人が耕作されており、譲受人も農家であり、畜産業もされていることから、何も問題はないものと思われまます。よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第6号受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページをご覧くださいと思います。

(議案第6号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： 12番、溝田です。

議 長： 12番、溝田委員。

12番： 9月17日に現地調査を行いました。当該農地は入ヶ山公民館より100m程入った所で、入ヶ山集落の西側のはずれにあります。西側の北側が畑、東側は水田、南側が宅地です。現状は雑草が生えていましたが、草払い、耕起等をすれば非常に良い農地になります。本件は譲受人が東京在住ということで、帰ってくる予定がないということです。ここ数年、他人に貸して荒地になっております。前回の農地パトロールでも指摘された場所でもあります。譲受人は本町在住の唯一の親戚だということで、今回の申請になっております。今後、草払い等をして維持管理していくということです。以上で報告を終わります。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

19番： 19番、溝端です。

議 長： 19番、溝端委員。

19番： 10アール当たり〇〇〇〇〇〇円は、中途半端な金額ですが。

事務局： ここの面積が全部で1,068㎡ですが、1,068㎡で〇〇万円ということでございます。

ですので、10アール当りに換算しますと、こういう金額になります。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： それでは、次に議案第7号非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、8ページの議案第7号の議案書をご覧ください。  
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第7号 受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 9月18日に会長、事務局の方、半田委員、瀬崎委員と現地を確認しました。場所は横別府の栗之脇集落の北側に位置するところにあります。上下の二段に分かれておりまして、上の方が〇〇〇番〇で1,089㎡、今言われましたように20年以上前に豚舎が建てられていて、現在は空舎であります。下の方は〇〇〇番〇、これが4,723㎡で、これは東側は雑草が茂っておりますが、西側は花木用のヒバが植えてあります。現状を見た意見ですけれども、豚舎があります〇〇〇番〇については、建てられてから20年以上が経過しており、農地に復旧は不可能であり非農地として認められると、〇〇〇番〇については、雑草は茂っていますが、ヒバは随時収穫の跡が見られ非農地としては認められないということです。以上です。

議長： ありがとうございました。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 豚舎が建っていたということですが、その前の地目変更はどうなっていたのですか。

事務局： ○○○番○につきましては、○○さんが前所有者の○○さんという方から購入をされておりますが、その時に既にこの豚舎は○○さんが建てられていたということで、○○さんが地目変更の手続きをされていなくて、そのまま農地として買われております。現在も地目は畑のままでございます。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： ○○○番○、これは、ヒバが植えてあって出荷した形跡があるということですが、荒れている場所は、刈払機で良いのか、大きな重機でないとできないのか、どうでしょうか。

議長： 刈払機で十分対応できます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： ここは、字図にありますように5人の方の農地があります。太陽光発電をやりたいという希望の場所です。色々、問題がある場所でありまして、今回の申請は詳しいことは解りませんが、他の人達も追って申請がでてくるような気がします。他の場所も草は茂っていますが、耕作できないような場所ではありません。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 太陽光について、この前の新聞に再生エネルギーの買い取りを九電が中止するということが載っていましたが、農地の転用の許可を何箇所か出してありますが、今後、転用申請がでてきた時にどう対応するのか、そのあたりはどうですか。

事務局： 2, 3日前の新聞にでていましたように、九州電力が太陽光発電の買い取りを保留すると、業者への説明会が10月2日と3日に開催されるということで、その業者への説明で、今後業者がどういうふうになるのか解りませんが、諦められるのか、保留ということで申請をして県の許可まではもらってとされるのか、業者の対応次第かと思っております。

それと、この場所につきまして、先程田淵委員が言われましたが、補足で、西側の方は南部開発で整備された土地があります。ここと、5m程の高さがありまして、地権者の方はこの高さで、下の団地とは分断されるのではないかと、1種農地にはならないの

ではないかということで、県と協議をしましたが、東側も 10 ヘクタール以上ありますし、北側にもつながるので 1 種農地になります。業者から 4 月に問い合わせがありました時に 1 種農地と返事をしております。地権者の方から 8 月に、農地でなく雑種地とか山林であれば太陽光ができるということで、非農地証明をできないかということで、〇〇さんの申請がきているところです。

1 1 番： 1 1 番、田中です。

議 長： 1 1 番、田中委員。

1 1 番： 今の説明や現地調査の報告などを聞けば、農業委員会として非農地として認められる場所ではないと思います。太陽光の 1 種農地の逃げ道として考えられたことかもしれませんが、個人の財産を我々がどうこうすることもないのでありますが、農地を守るという立場の我々が逃げ道に対して許可をして良いものだろうか、豚舎の方は認めても良いかもしれませんが、〇〇〇番〇に関しましては許可できないように思います。

1 4 番： 1 4 番、武田です。

議 長： 1 4 番、武田委員。

1 4 番： ここを認めたら、そういう追随するところがでてくると思います。法律に照らして結論をださないとだめなような案件だと思います。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 7 号受付番号 1 番は、根占横別府小塚〇〇〇番〇については、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 7 号受付番号 1 番は、根占横別府小塚〇〇〇番〇については、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 8 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、1 2 ページの議案第 8 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 8 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし

ていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

13番： 13番、野村です。

議 長： 13番、野村委員。

13番： 賃借の関係ですが、田は10アール当り〇〇〇〇円程ですが、場所で違うとは思いますが、畑は〇〇〇〇円ですが、これは場所の違いですか。

事務局： 設定を受ける者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの所ですが、ここは松山集落の通称栗栖原団地という所になります。ここは圃場整備をしたところではなくて、竹山を山なり造成した所であり、灌漑排水もなく、段々畑という所であって、耕作条件としては良い所ではありません。地主の方も荒れなくて作ってくれる方がいらっしゃったら喜んで貸すという、良い土地ではないということで〇〇〇〇円と、本人達が話し合っただけで決めたというような所があります。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第8号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第9号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議案に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： 17ページの議案第9号の議案書をご覧ください。町長より「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」の承認を求められています。

(議案第9号の議案書にもとづいて内容を説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは、質疑に入ります。ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問等ありませんか。

14番： 14番、武田です。

議 長： 14番、武田委員。



14番： 36ページの野菜の施設の場合、ここにヒートポンプは入っていないのですか。今からの人に資金計画等するのであれば、暖房機プラス「ヒートポンプ」とかあるのではないかと思ったものですから。

経済課： これについては暖房機と似たようなものということで入れてありますので、そのように解釈して良いということです。

13番： 13番、野村です。

議長： 13番、野村委員。

13番： 青年等という言葉がでてくるのですが、年齢でいえば何歳までですか。

経済課： 45歳までが青年就農奨励金の対象になりますので、45歳までにあります。青年が15歳から30歳までですので、青年等の等は45歳までの意味になります。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①農業者年金加入推進等の活動について  
②行事予定について

議長： それでは、次の農地パトロールについて、事務局の説明をお願いします。

事務局： 農地パトロール（利用状況調査）について説明

議長： 引き続き研修会に入りますが、5分程休憩をいたします。

(休憩)

議長： それでは、「農地中間管理事業について」鹿児島県地域振興公社の方がおみえですので、よろしく願いいたします。

(農地中間管理事業について研修)

議長： 鹿児島県地域振興公社の方には、お忙しいところにありがとうございました。  
それでは、以上をもちまして、平成26年9月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会  
いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員